

景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞

朝霞市景観計画

(概要版)

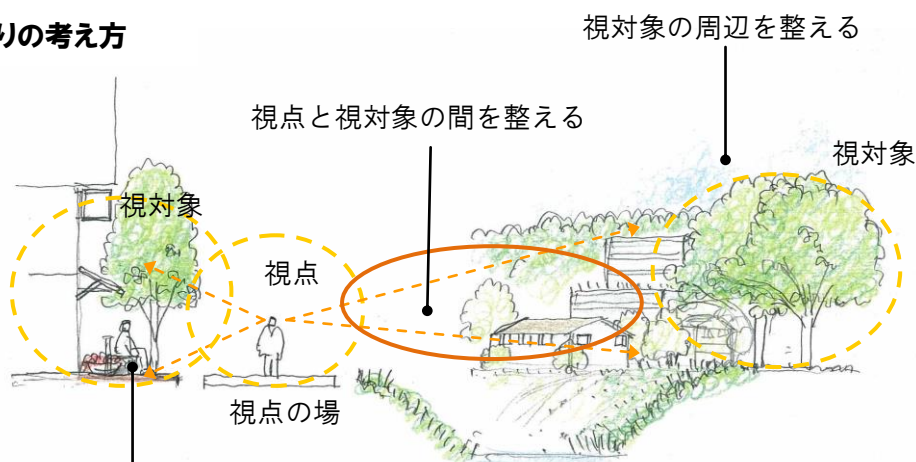
1 景観計画の目的・位置づけ・区域

- 朝霞市景観計画は、景観法第8条に規定される計画で、朝霞の自然や歴史文化、人々の営みを伝える大切な風土や風景を守るとともに、より良い景観をつくり、地域の財産を育てていくことで、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めるために策定するものです。また、本市が目指す景観を市民・事業者・行政で共有し、協働して景観づくりを進めていくための基本的な計画として策定します。
- 朝霞市景観計画は、上位・関連計画と整合を図るとともに、朝霞市景観条例と一体的な運用を図ります。
- 朝霞市景観計画では、朝霞市全域を景観計画の区域（景観計画区域）とし、景観計画区域内に、地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に図る地区として「景観づくり重点地区」を定めます。

2 景観づくりの考え方

- 景観とは、見ることであり、見ることによって生まれる視覚的な像です。私たちは、対象（視対象）を見ること、つまり景観から、まちの特性を理解し、評価しています。このような理解や評価は、多くの人が共有できるものといえます。景観の良いまちは良いまちであると感じることから、より良い景観づくりは、まちづくりに欠かすことのできない取り組みです。
- 良い景観をつくるためには、視対象を見る場所（視点）を確保し、その場所（視点の場）を快適な空間として守り、整備することや、視点と視対象の間や視対象の周辺を整え、視対象を見やすくするように配慮することが大切となります。さらに、見る人が居心地が良いと感じられる、おもてなしの空間づくりも重要です。
- 本市には起伏のある地形、黒目川などの河川、斜面林などの緑、まちなみや農地の広がり、建物、道路、橋、社寺などがあります。これらの本市の特性に配慮し、良好な景観を確保し、守り、育て、創出する取り組みを進めることで、住みたい、訪れたいと感じられるまちづくりを進めます。

景観づくりの考え方



居心地がよいと感じられる、おもてなしの空間をつくる

3 景観づくりの目標と方針

- 景観づくりを通したまちづくりを進めるに当たり、以下の基本理念を設定します。また、景観づくりの基本理念を具体的に実現するために、上位・関連計画から抽出したキーワードをもとに、以下の4つの景観づくりの目標と基本方針を設定します。

景観づくりの基本理念

景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞

私たちは景観を通してまちの魅力を感じています。朝霞らしい魅力ある景観をみんなで作り、守ることで、だれもが住み続けたい、訪れたいと感じるまちを目指します。

本市が景観計画を策定し、良好な景観形成を進めるためには、なぜ景観づくりに取り組むのか、その基本的な考え方を、市民や事業者と市が共有することが大切です。

景観によって、まちに暮らす人も初めて訪れる人も、直感的にその場所の魅力を感じることができます。まちの魅力を高めるために良好な景観づくりは欠かすことができません。

本市では、景観形成はより良いまちづくりのための手段との考えのもと、景観という視点でまちの課題や可能性を考え、見てわかる形でまちの魅力を高めるために、景観づくりに取り組めます。

また近年、シティセールス^{※1}の取り組みが全国の自治体で活発化しています。人口減少社会への対応や地域経済の活性化のために、まちのブランド力を高める“選ばれるまちづくり”の取り組みが重要となっています。

埼玉県が策定した「まちづくり埼玉プラン都市計画の基本指針（平成20年3月）」では、本市を含む県南部の土地利用の方向性に“県の顔となるおしゃれでにぎわいのあるまち”が位置づけられています。本市においても、平成26年4月に「シティ・セールス朝霞ブランド」^{※2}を認定し、そのひとつに黒目川の景観を選定しています。

このため、本市の自然環境や歴史的・文化的な資源を活かし、快適で活力ある住宅都市としての魅力を高めて発信することで、より多くの人々が朝霞に住み続けたい、訪れたいと感じる、選ばれるまちを目指します。



東武東上線の車窓から黒目川上流を望む

※1 シティセールス
都市の魅力を市外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から定住者や企業を呼び込んだり、観光客を招いたりする取り組み。

※2 シティ・セールス朝霞ブランド
地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージ向上及び郷土意識の醸成を図ることを目的として認定。黒目川の景観のほか、本田 美奈子・モニュメント、彩夏祭、朝霞アートマルシェ、ニンジンの5つを認定している。

景観づくりの目標 1

やすらぎを感じるまち

キーワード：水と緑

基本方針

- 黒目川などの川の自然を守り、水辺に親しめる場をつくります
- 武蔵野の面影を残す斜面林などの緑地を守り、育てます
- 四季の変化や郷土の特色が感じられる視点の場をつくります

「水と緑」の景観の保全と創出に取り組むことで、身近な自然にふれあい、やすらぎを感じるまちを目指します。



景観づくりの目標 2

住みたい、住み続けたいと感じるまち

キーワード：住み心地

基本方針

- 住み心地の良いまちなみをつくります
- 安全で快適と感じる道をつくります
- まちの歴史や文化を伝える場所を守ります

「住み心地」の良さが伝わる、安全で快適な住まいの景観づくりに取り組むことで、住みたい、住み続けたいと感じるまちを目指します。



景観づくりの目標 3

訪れたいと感じるまち

キーワード：にぎわい

基本方針

- 駅周辺などでにぎわいを演出します
- 人が集い、笑顔があふれる場をつくります

地域の活力や魅力が伝わる「にぎわい」景観の創出と発信に取り組むことで、多くの人々が訪れたいと感じるまちを目指します。



景観づくりの目標 4

みんなでつくる 愛着あるまち

キーワード：協働

基本方針

- 市民や事業者と行政が力をあわせて、景観づくりに取り組みます
- 継続的に取り組むことで、誇りや愛着の持てるまちを目指します
- 朝霞の顔となる、まちの魅力を発信します

朝霞らしい風景を守り、育て、継承していくため、地域に関わるすべての人々との「協働」による景観づくりを継続して、だれもが愛着を感じるまちを目指します。



4 景観づくり施策の展開

(1) 届出制度による景観づくり

- 良好な景観づくりを推進していくためには、建築物の建築などの行為に当たって、周辺の景観に配慮することが求められます。
 - 本計画では、市域を以下のように3つの景観ゾーンに区分し、各ゾーンにおける景観の形成に大きな影響を与える一定規模の行為を届出対象行為として位置づけ、景観法に基づく届出制度を活用し、周辺の景観に配慮した景観づくりを誘導します。
- ※詳細は景観計画本文をご確認ください。

各ゾーンの届出対象行為

届出対象行為	届出対象規模		
	水と緑を活かすゾーン	安全で快適な住まいゾーン	商業にぎわいゾーン
建築物の建築等	高さが10mを超えるもの	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの
工作物の建設等	敷地面積が500㎡以上のもの	敷地面積が500㎡以上のもの	敷地面積が500㎡以上のもの
開発行為	高さが10mを超えるもの	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	土地の面積が500㎡以上のもの	—	—
	物件の堆積に係る土地の面積が500㎡以上のもの又は堆積の高さが1.5mを超えるもの	—	—

建築物の建築など、工作物の建設などの景観づくり基準(抜粋)

- 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は控えること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
- 外壁・屋根の基調色は、別表(P6)の色彩基準に該当する色彩の使用を避けること。
- 点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色などとする。
- 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。
- 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
- 敷地内の道路等の公共空間に面する部分には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。
- 通りの連続性に配慮した配置・規模や、歩行者が魅力を感じる配置とすること。
- 周辺の緑の連続性に配慮し、樹林・樹木の保全や高木などの植栽に努めること。
- 塀・垣・柵は、周辺の景観と調和した形態・意匠、素材や色彩とすること。
- 擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節・分割、表面処理等によってなじませること。
- 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場等の付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。
- 敷地内に湧水などの水辺がある場合は、これらの空間の保全・活用に配慮すること。

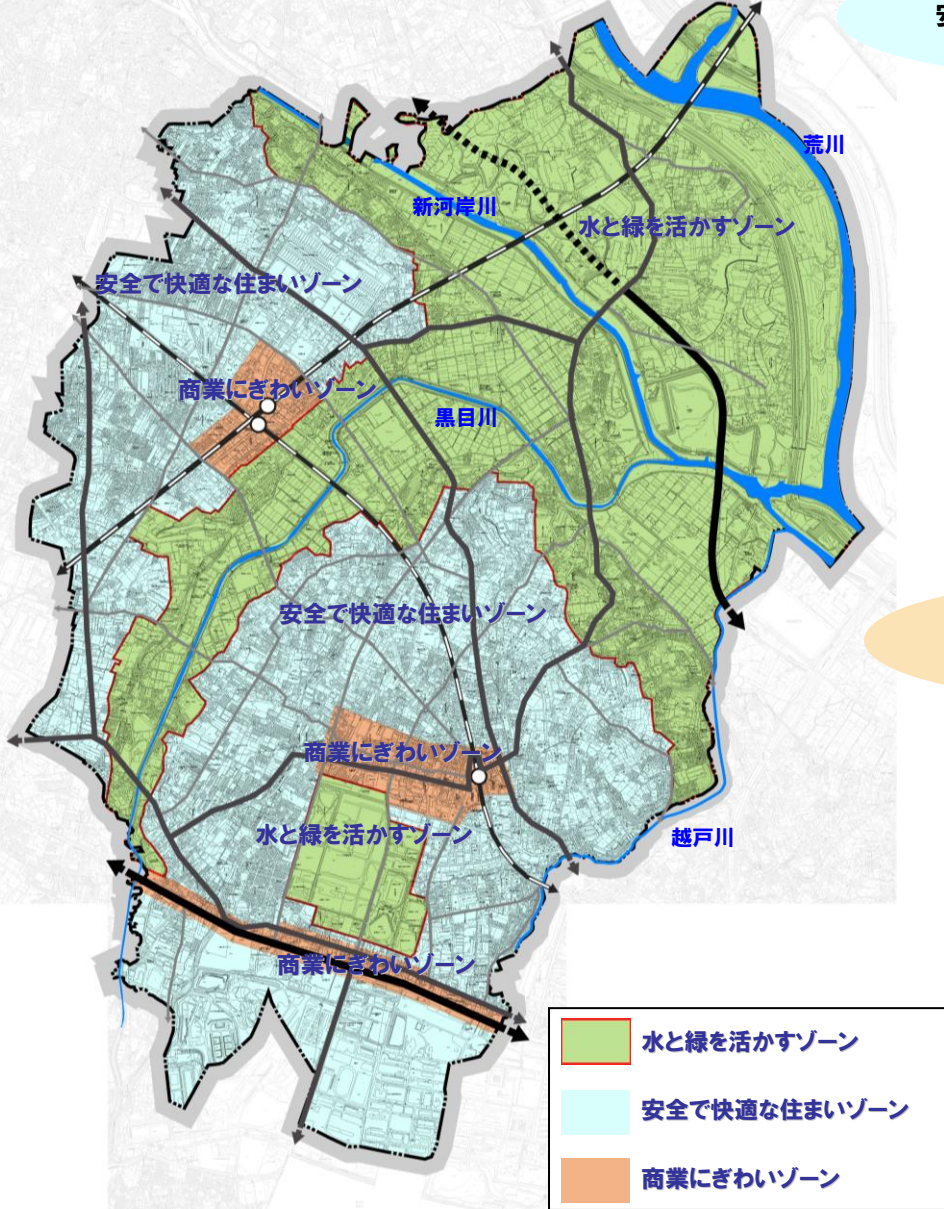
開発行為の景観づくり基準(水と緑を活かすゾーンのみ)

- 地域の景観を改変しないよう、長大な法面や擁壁が生じない造成とすること。
- 法面や擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節・分割、表面処理などによってなじませること。
- 周辺の緑の連続性に配慮し、樹林・樹木の保全や高木などの植栽に努めること。
- 計画地内に湧水などの水辺がある場合は、これらの空間の保全・活用に配慮すること。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の景観づくり基準(水と緑を活かすゾーンのみ)

- 資材などを堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽などで遮蔽すること。
- 河川沿いには、できる限り出入口を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、門扉等を設置すること。
- 物件の堆積の遮へい物は、別表(P6)の色彩基準に該当する色彩の使用を控えること。

景観ゾーン区分



景観づくりのイメージ

水と緑を活かすゾーン

優れた眺望の保全と眺望できる人が集いやすい場所づくり

眺望の保全とともに、川を眺めやすい快適な空間づくり

公共施設の緑化

建築物や工作物の緑化

遊歩道沿いの緑化

快適に歩ける遊歩道の整備

水辺に親しめる空間づくり

河川、斜面林などと調和する建築物、広告物等の形態・意匠・色彩に配慮

資材置き場などの緑化、土石の堆積などに配慮

河川の自然環境、斜面林、農地、桜並木の保全

安全で快適な住まいゾーン

地域資源を活かしたまちなみを形成するため建築物の形態・意匠・色彩などに配慮

ブロック塀の生け垣化や壁面緑化を推奨

まちなみに季節の彩りを与える緑の保全と緑化の推奨

歩行者空間が確保された安全で快適な生活道路

商業にぎわいゾーン

駅前広場や市役所などにおいて休憩・交流スペースなどの設置に努める

緑化や休憩スペースの設置などに努める

おしゃれでにぎわいのある商業地と感ぜられるよう、統一感のある広告物のルールをつくる

にぎわいの創出とともに周囲の住環境に配慮

建築物の低層部において、ベンチや植栽、広告物などのおもてなしを感じるような演出を推奨

セットバック空間を活用した、にぎわいを感じることができるとともに安全で快適な歩きやすい道の取り組み

4 景観づくり施策の展開

色彩基準

- 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、工作物の新設、増設若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積について、色彩基準をゾーンごとに設定し適用します。

※詳細は景観計画本文をご確認ください。

水と緑を活かすゾーンの色彩基準

別表

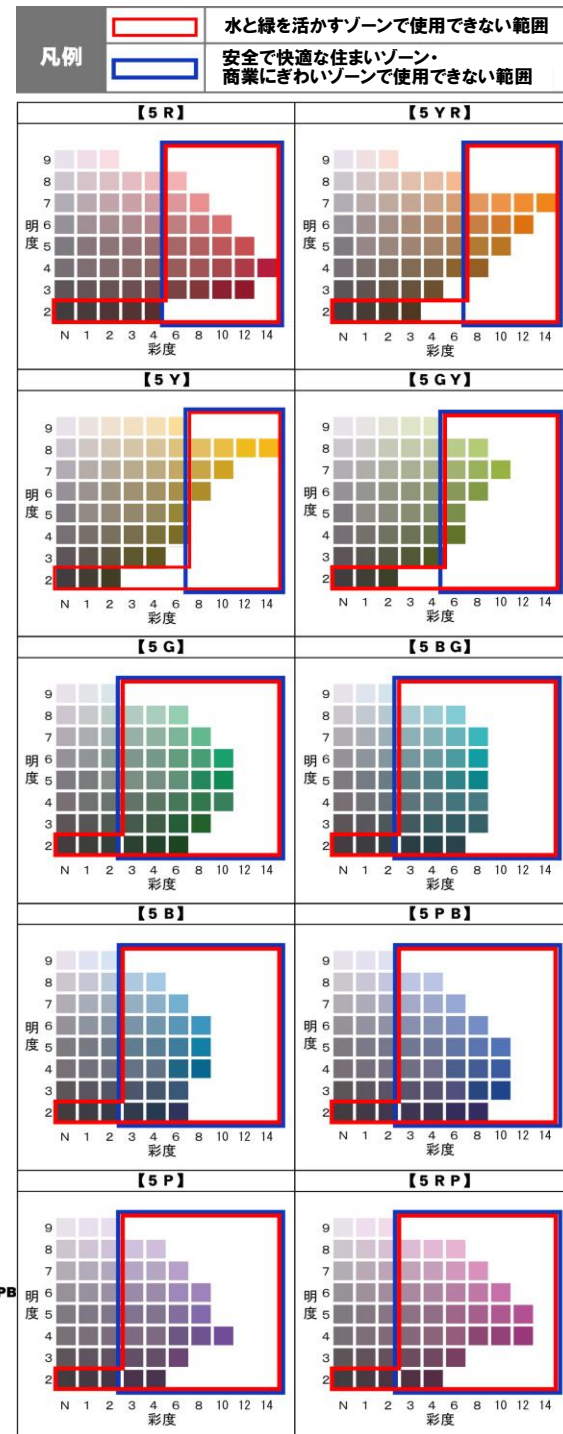
(外壁・屋根の基調色に使用できない色彩)

色相	明度	彩度
7.5Rから7.5Y	2を超える	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	2以下	—
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	2を超える	4を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	2以下	—
N	2以下	—

安全で快適な住まいゾーン・商業にぎわいゾーンの色彩基準

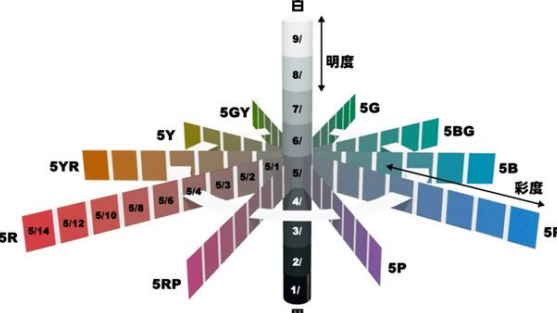
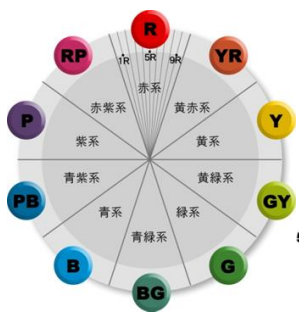
(外壁・屋根の基調色に使用できない色彩)

色相	明度	彩度
7.5Rから7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	—	4を超える
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	—	2を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	—



マンセル色相環

色彩・明度・彩度の関係



勧告・変更命令基準

- 届出対象行為について、次のいずれかに該当する場合は、勧告または変更命令を行うことができます。

建築物の建築等、工作物の建設等

- ・ 色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき

物件の堆積(勧告のみ)

- ・ 堆積の高さが3mを超えるとき
- ・ 堆積物に遮蔽物がなく、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき
- ・ 遮蔽物の色彩が、色彩基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき

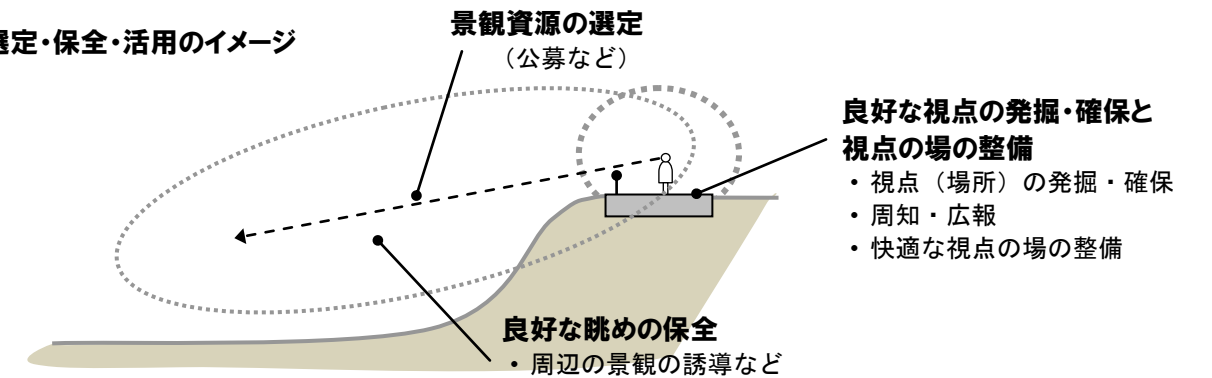
(2) 公共施設による先導的な景観づくり

- 景観づくりにおいて、庁舎や学校、道路、公園、河川などの公共施設の整備や維持管理が先導的な役割を果たしていくために、地域の景観特性への配慮とともに、周辺の景観と調和するよう努めます。また、その周辺の建築物等の誘導を図り、公共施設と周辺が一体となった景観づくりに努めます。
- 本市の景観づくりのシンボルとなる公共施設や、一定の広がりのある地域の景観づくりへの波及効果が期待できる公共施設など、本市の景観づくりに重要な役割を果たす道路、都市公園、河川を景観重要公共施設として位置づけ、景観づくりを進めます。

(3) 市民に親しまれる朝霞らしい景観の発掘と保全・活用

- 市民に親しまれている特徴的な景観を市民などとの協働によって、発掘・確保し、あさか景観資源として選定します。

景観資源の選定・保全・活用のイメージ



- 地域の景観づくりを進めるうえで重要な建造物・樹木で、道路などの公共の場所から容易に見ることができ、所有者の同意を得たものについて、景観法に基づき景観重要建造物・景観重要樹木に指定します。また、所有者などによる提案制度も活用するものとします。

指定基準

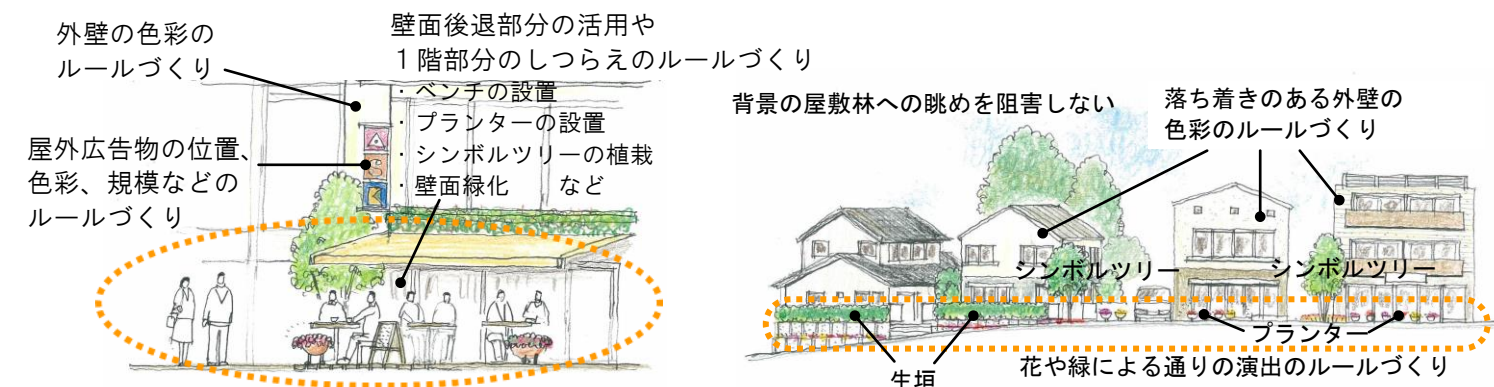
- ・ 地域の良好な景観の形成に重要なものであり、その地域の自然、歴史、文化などからみて、景観上の特徴がある建造物又は樹木
- ・ 道路などの公共の場所から誰もが容易に眺め見ることができる建造物又は樹木

- 指定した景観重要建造物や景観重要樹木は、適切な維持管理に努めるとともに、地域の景観づくりに活用していくものとします。

(4) 地区の特性を活かした協働による景観づくり

- あさか景観づくり協定は、地区住民などがみずから作成した景観づくりのルールを市が認定し、地区の景観づくりを進める本市独自の制度の制度です。
- あさか景観づくり協定は、景観協定よりハードルが低く、利用しやすい制度として整備しており、積極的な活用が望まれます。

地区の身近な景観のルールづくりのイメージ



4 景観づくり施策の展開

(5) 景観づくりに関する意識啓発

- 市民や事業者が景観づくりの大切さを認識し、意識の醸成を図るために景観計画の内容や景観づくりに関する制度や施策の内容、地域の大切な景観資源などについて、市民に向けて分かりやすく提供していきます。

- ・ 情報発信（広報活動など）
- ・ 理解を深める機会の創出（景観写真コンクールの実施など）
- ・ 景観学習（学校との連携など）
- ・ 表彰制度（活動・取り組みの表彰）



景観写真コンクール



景観講演会

(6) 諸制度の活用による景観づくり

- 他の制度などを活用し、景観づくりを進めていきます。

屋外広告物による景観づくりの考え方

- ・ 屋外広告物の表示などについては、埼玉県屋外広告物条例の運用によって適切に規制・誘導を図ることを基本としますが、景観づくり重点地区など、一定のまとまりのある地区において、屋外広告物の表示などに関する基準を検討します。
- ・ 将来的には市独自の屋外広告物条例を検討していくものとします。

関連する制度の活用

- ・ 市民が主体となった身近な景観づくりを推進するために、地区計画、建築協定、緑地協定などの他の法令に基づく制度や施策の活用を図ります。
- ・ 斜面林などの景観上重要な緑地の保全を図るために、特別緑地保全地区制度や保護地区制度の活用を図ります。

5 景観づくりの推進体制

- 良好な景観づくりを推進するため、市民、事業者、庁内や関係行政機関などとの連携・協働の推進体制を整備します。

・ 景観審議会

景観条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、良好な景観づくりに関する重要な事項について審議します。

・ 景観アドバイザー

景観計画の運用に当たり、専門的な見地から市長に必要な助言を行います。

・ 景観協議会

景観づくり重点地区や景観重要公共施設を活用した景観づくりなど、多様な主体との連携・協働によって効果的に景観づくりを進めるため、景観法に基づき設立される協議会です。

・ 景観づくり団体

主体的に景観づくりに取り組もうとする市民や事業者による団体で、市長が認定します。

・ 景観づくり市民サポーター

積極的に景観づくりに取り組もうとする市民の方を景観づくりサポーターとして市に登録します。

景観づくりの推進体制

